

輪島市監査公表第 28 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 29 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月21日（水） 財政課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成 26 年 4 月 22 日付総務大臣通知により「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されており、地方公共団体の統一的な基準に基づいたバランスシート（貸借対照表）や所有施設の現状把握等資料の作成が求められている。このことは、これからの市政を遂行していくうえで重要な方向性を決定づけることとなる。

交付税や地方債などの財政措置を考慮しながら、所有施設の現状と、将来の人口等を含めた市の状況を見通して、施設の集約・統廃合を計画し将来のまちづくりを見据えた検討が必要となって来ると思われる。今後とも、国の情報に注視しながら、将来を見据えた健全な財政運営に尽力されるようお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。